

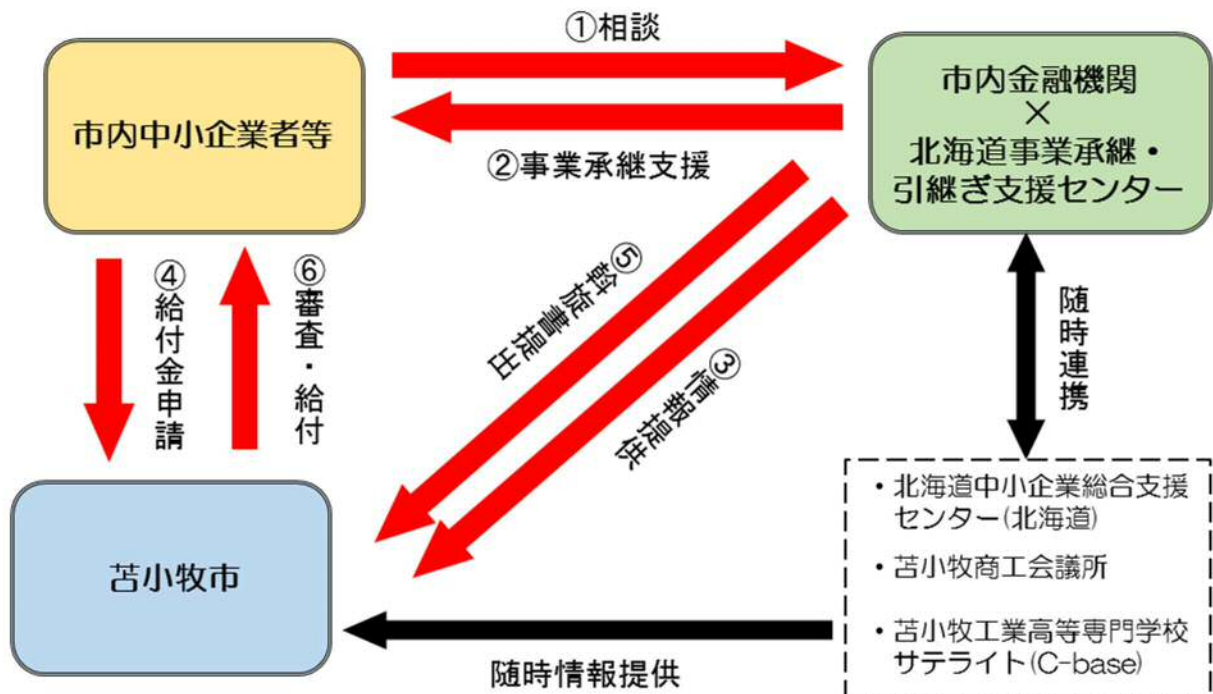
苫小牧市事業承継推進事業 Q&A (2024.4.1 更新版)

Q1. 本事業の内容について

本事業につきましては、市内の後継者のいない事業者が市内金融機関及び北海道事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受け、事業承継が完了した経営者（法人及び個人）へ給付金をお渡しすることにより、廃業や解散等を防いでまいりたいと考えております。

Q2. 事業イメージを知りたい

下記図をご参照ください。



Q3. 対象要件を知りたい

下記の全ての要件を満たす事業者となります。

- ① 市内で事業を営む中小企業者等のうち、事業譲渡時に法人税の納税地が苫小牧市であった法人の経営者又は市内に住民登録のある個人事業主であったこと。
- ② 苫小牧市内に本社を有する法人若しくは市内に支店や営業所のある法人又は市内に住民登録のある個人事業主に対し、第三者承継を完了した者（親族内承継、役員・従業員承継は対象外です）
- ③ 市内金融機関及び北海道事業承継・引継ぎ支援センターからの支援を受けて事業承継を完了した者
- ④ 第三者承継により譲渡した事業が、譲受事業者により市内で引き続き1年以上営まれること。
- ⑤ 市税を滞納していない者（ただし、納税課と分割納付協議にて猶予中の者を含む）
- ⑥ 事業承継後1年以内であること。

Q4. 対象とならない事業者は

次のいずれかに該当する事業者は、申請の対象外となります。

- ① 譲渡事業者及び譲受事業者において、代表者又は役員に苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例（平成27年苫小牧市条例第33号。）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者又は同条例第12条の規定に該当する者
- ② 譲渡事業者及び譲受事業者において、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人
- ③ 譲渡事業者及び譲受事業者において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行う者
- ④ 譲渡事業者及び譲受事業者において、宗教上の組織又は団体
- ⑤ 譲渡事業者及び譲受事業者において、政治団体
- ⑥ 親族へ事業承継を行う者
- ⑦ 役員又は従業員へ事業承継を行う者
- ⑧ 本事業の趣旨、目的に照らして市長が適当でないと判断する者

Q5. 申請にはどのような書類が必要か

次の書類をご提出ください。

- ① 苫小牧市事業承継推進給付金 申請書兼誓約書（様式第1号）
※市ホームページからダウンロードしていただくか、市役所商業振興課窓口にて配布しております。

- ② 譲渡事業者が事業譲渡前において、法人の場合は法人税の納税地が苫小牧市であったことがわかるもの、個人の場合は住民登録が市内であったことがわかるもの
【法人】
 - ・直近の確定申告書の写し（履歴事項全部証明書でも可）
【個人事業主】
 - ・直近の確定申告書の写し
 - ・本人確認書の写し（運転免許証、保険証等）

- ③ 譲受事業者が法人の場合は、法人税の納税地が苫小牧市であることがわかるもの、市内に支店や営業所があることがわかるもの、個人の場合は住民登録が市内にあることがわかるもの
【市内法人の場合】
 - ・直近の確定申告書の写し（履歴事項全部証明書でも可）
【市外法人の場合、必要に応じて以下の書類】
 - ・履歴事項全部証明書の写し
 - ・土地や建物などの不動産登記簿謄本の写し等、営業実態の分かる書類
【個人事業主】
 - ・直近の確定申告書の写し
 - ・本人確認書の写し（運転免許証、保険証等）

- ④ 事業承継完了報告書兼幹旋書（両書類が必要です）
 - ・金融機関記入用（様式第2号）
 - ・北海道事業承継・引継ぎ支援センター記入用（様式第3号）

⑤ 事業承継を実施したことがわかる契約書類等の写し

【法人】

- ・事業譲渡契約書、株式譲渡契約書等

【個人事業主】

- ・開業届、廃業届、その他事業譲渡が確認できる書類等

⑥ 通帳の写し

⑦ その他市長が必要と定める書類

<書類提出先> ※その他詳細は下記までお問合せください。

〒053-0022

苫小牧市表町5丁目11番5号 ふれんどビル テナント棟3階

苫小牧市 産業経済部産業振興室商業振興課 事業承継推進給付金担当あて

TEL：0144-32-6445

Q6.給付金額について知りたい。

給付金額については、業種や事業規模等に関わらず、給付要件を満たし事業承継を行った経営者へ一律100万円となっております。

※1事業者あたりの上限は100万円です。複数回申請することはできません。

Q7.支給件数について知りたい。

令和6年度は2者への給付を予定しております。

Q8.中小企業者等とは。

本事業における「中小企業者等」は、中小企業基本法第2条第1項に定義される「中小企業者及び小規模企業者(個人事業主を含む)」をいいます。詳細は下記表にてご確認ください。

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②~④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

Q9.市内金融機関とは？

本事業で定める「市内金融機関」は、苫小牧信用金庫、室蘭信用金庫、北海道銀行、北洋銀行、北陸銀行、北央信用組合の本店又は支店をいいます。

Q10.市内金融機関及び北海道事業承継・引継ぎ支援センターの役割について

事業承継を円滑に行うためには、専門的知識や手続きが必要であることに加え、事業を円滑に引き継ぐためには、事業の譲渡側、譲受側双方の信頼関係の構築が必要であることなどから、本事業を市単独で実施することは難しいものと考えております。

このことから、本事業につきましては、地域に根差し事業承継に力を入れる地域の金融機関及び経済産業省から委託を受けて設置された公的相談窓口であり、事業承継に関わるあらゆる問題に対し、専門家が秘密厳守で無料相談に応じ、事業承継のマッチングを行っております「北海道事業承継・引継ぎ支援センター」の協力が併せて不可欠であることから、両機関の支援を得て事業承継を行い、両機関による斡旋を受けた事業承継について、市が支援対象とするものです。

Q11. 親族とは、何親等までが対象外なのか

親族の範囲につきましては、民法第725条の規定では

- 一・6親等内の血族
- 二・配偶者
- 三・3親等内の姻族

とされていることから、本事業においても同様の取扱とし、譲受事業者が上記に該当する場合は本事業の対象外としております。

Q12. 親族内承継や役員・従業員承継の場合は給付の対象となるのか。

本事業は、経営者の親族や役員・従業員に事業を引き継ぐ方がいない事業者を対象していることから、第三者による事業承継（M&A）のみを対象とし、親族内承継及び役員・従業員承継は対象外としておりますのでご了承ください。

Q13. 「譲渡事業者」及び「譲受事業者」は市外の事業者でも対象となるのか。

本事業の対象者は、「譲渡事業者（事業の売り手）」については、市内の事業者としておりますが、「譲受事業者（事業の買い手）」については、市外の事業者でも「Q3」の要件を満たす事業者であれば対象となります。

Q14. 一部事業の譲渡でも対象となるのか。

他の対象要件を満たすのであれば、一部事業の譲渡でも対象となります。

該当するかどうか、斡旋機関である市内金融機関及び北海道事業承継・引継ぎ支援センターに事前確認をお願いいたします。